

ドイツの失業者（および低賃金労働者）に対する所得保障と就労支援の実際
—ハルツIV法と求職者基礎保障制度から考える—

森 周子（高崎経済大学）

1. はじめに：ドイツの最低生活保障制度

1-1. 社会扶助制度と求職者基礎保障制度：稼得能力の有無による制度区分

- ・社会扶助制度：稼得能力を持たない者が対象。
- ・求職者基礎保障制度：稼得能力を持つ者が対象。

※稼得能力：就労する能力。当面の間疾病または障害が原因で、一般的な労働市場の通常の条件で毎日少なくとも3時間以上就労できる者は稼得能力を持つとされ、そうでない者は稼得能力を持たないとされる。稼得能力の有無は、連邦労働社会省（日本の厚生労働省に相当）所管の雇用エージェンシー（日本のハローワークに相当）の医務局が判定。
⇒日本：稼得能力の有無に関わらず生活保護という単一の制度しか存在しない。

1-2. 社会扶助制度：稼得能力を持たない者に対する最低生活保障制度

*実施機関は自治体。財源は税。根拠法は社会法典第XII編（社会扶助）。

*給付（7種類）：生計扶助、高齢期および稼得能力減退時における基礎保障¹、医療扶助、介護扶助、障害者に対する統合扶助、特別な社会的困難の克服に対する扶助、異なる生活状態における扶助。

*資産調査：適切な広さの持家、家具、老後資金は保有可能。

- ・自動車は原則として保有できず、職業訓練や就労に必要不可欠とされる場合に保有可能。
- ・現金は1人当たり基準需要額（後述）の2倍、パートナーおよび被扶養者は1人当たり基準需要額の70%まで保有可能。

*生計扶助の支給額：当該受給者の需要共同体（世帯と同義）の総需要額－収入認定額

$$\text{総需要額} = \frac{\text{基準需要額} + \text{住宅費} \cdot \text{暖房費} + \text{増加需要} + \text{一時的需要} + \text{社会保険料} + \text{教育パッケージ}}{\text{基準需要額}}$$

*1人当たりに給付される基本の給付額（表1参照）。連邦統計局の「所得・消費パイロット調査」(EVS)（5年ごとに実施される家計調査）の対象世帯のうち、所得が下位15%の単身世帯、および、下位20%の4人家族世帯（いずれも社会扶助と求職者基礎保障の受給

¹ 年金受給開始年齢に達した者、または、18歳以上で疾病または障害によって稼得能力が完全に減退している者への給付。支給額は生計扶助と同額。対象者の親または子の年収が10万€未満の場合には、彼らの扶養義務は問われない。

世帯を除く) の主な支出項目(表2参照)の金額をもとに算出される。

- ・5年に1度(EVSが新たに公表される年に)改定。それ以外は毎年1月に物価スライドと可処分所得スライドとを勘案した「ミックス指標」に基づいてスライドがなされる。

- ・住宅費・暖房費:実費。
- ・増加需要:妊娠または子の養育などに関する費用。
- ・一時的需要:入居時の家具などの準備、妊娠・出産準備のための費用。
- ・教育パッケージ(正式名称は「教育・参加のための給付」):25歳未満の子の教育と社会参加を促進する目的。月10€を上限とするスポーツクラブ・芸術授業などへの参加補助、年間100€を上限とする学校教材の補助など。
- ・収入認定額:児童手当などを除くほとんどの収入が認定されるが、稼得所得の30%(但し上限は第1段階の基準需要額の50%)は認定されない。

表1: 基準需要額の諸段階と金額(1人あたり月額)(2014年1月改定)

段階	金額	説明
第1段階	391 €	単身者。1人親。第3段階に該当する者と生計を一にする者
第2段階	353 €	パートナーまたはそれに類する関係の者と生計を一にする者
第3段階	313 €	自ら生計を立てておらず、結婚またはそれに類する形態での共同の生計を立ててもいない25歳未満の者
第4段階	296 €	14-18歳未満の若者
第5段階	261 €	6-14歳未満の子
第6段階	229 €	6歳未満の子

出所:Bundesregierung(2013): Hartz-IV Regelsatz wird angehoben.

表2: 基準需要額の算定根拠となる主な支出項目

第1項目	食料、非アルコール飲料
第3項目	被服、靴
第4項目	住宅、エネルギー、住宅保全
第5項目	家具、調度品
第6項目	保健衛生
第7項目	交通
第8項目	ニュースなどの情報入手
第9項目	余暇、娯楽、文化
第10項目	教育
第11項目	宿泊、外食
第12項目	その他の物品およびサービス

出典:RBEG(基準需要算定法)5~6条

2. 求職者基礎保障制度（2005年1月開始）：稼得能力を持つ者に対する最低生活保障制度

- *求職者基礎保障制度の根拠法：2003年12月制定・2005年1月施行のハルツIV法によって制定・施行された社会法典第II編（求職者基礎保障）。
- ・運営主体：雇用エージェンシーと自治体とが共同で運営する「共同施設（gemeinsame Einrichtung）」。
- ・制度の目標：「就労を通じた要扶助状態の終了・軽減」 ←就労支援に重点。

※労働市場改革法（2003年12月制定・2004年1月施行）による失業手当の受給期間の短縮。最長32月間→55歳未満は最長12月間、55歳以降は最長18月間に。（現在は最長12月間、50歳以降は15月間～24月間）。

2-1. 導入の経緯

- *ハルツIV法（正式名称は「労働市場サービスの現代化に関する第IV法」）による求職者基礎保障制度の導入。
 - ・社会民主党（SPD）のシュレーダー中道左派政権期。
 - ・当時の高失業状態を克服するために、2002年2月にフォルクス・ワーゲンの労務担当役員であったペーター・ハルツ氏を座長とする「労働市場サービス現代化委員会（俗称ハルツ委員会）」が招集され、同年8月に報告書が提出された。
→一連のハルツ改革（2002～2003年）。
 - ・2003年3月に、当時の危機的な経済状況を打破すべくシュレーダー首相が方針を説明し、その後実行に移された、労働市場・税制・社会保障制度に関する広範囲にわたる構造改革「アジェンダ2010」の一環でもある。

*従来の制度

- ・失業した者は、雇用庁が運営する失業保険から失業手当を受給。受給額は従前所得の67%（子がある場合）または60%（子のない場合）。
- ・失業手当の受給期間が終了してもなお職が見つからず困窮する場合には、失業保険から、税財源の失業扶助を受給。受給額は従前所得の57%（子がある場合）または53%（子のない場合）。困窮している限り、年金受給開始年齢に達するまで無期限に受給。
- ・失業保険の受給資格を持たない者が失業し困窮する場合は、自治体が運営する社会扶助から税財源で生計扶助などを受給。

←従来の制度への批判

- ・失業扶助受給者の再就労へのインセンティブを損なっている。
- ・非正規雇用が拡大する中で、失業保険の受給資格を持たない者が不況などを理由に失業した場合に社会扶助に大量に流入し、社会扶助の費用が自治体財政を圧迫。
- ・就労支援の窓口が雇用庁と自治体に分かれて非効率的。

⇒ハルツIV法改革の実施。

2-2. 所得保障：失業手当Ⅱ

* 15 歳以上年金受給開始年齢未満で、稼得能力を有し、扶助を必要とする、通常の居所がドイツ国内にある者が対象。

* 受給期間：扶助を必要とする状態（＝困窮する状態）にある限り、年金受給開始年齢に達するまで無期限。

* 資産調査：社会扶助の生計扶助受給時のそれと比べて緩和されている。

- ・適切な持家、家具、自動車は保有可能。
- ・受給者の年齢 1 歳につき 150€（最低 3,100€、上限額 10,050€）、未就学児 1 人当たり 3,100 €の現金を保有可能。
- ・公的年金および年金資産（上限額は 50,250€）も保有可能。

* 支給額：求職者の需要共同体の総需要額—収入認定額

総需要額 = 基準需要額 + 社会手当 + 増加需要給付 + 一時的需要給付 + 住宅費・暖房費 + 社会保険料 + 教育パッケージ

- ・基準需要額：社会扶助における生計扶助のそれと同額。
- ・社会手当：求職者と同一の需要共同体に生活する、就労不能かつ扶助を要する者が対象。支給額は表 1 の第 3～6 段階と同額。
- ・増加需要給付：妊娠・ひとり親・障害者が対象。基準需要額の一定割合の額。
- ・一時的需要給付：やむをえず必要な一時的な需要に対応する給付。
- ・住宅費・暖房費：実費。
- ・教育パッケージ：社会扶助におけるそれと同様。
- ・収入認定額：月額 100€以下の収入は認定されず、同 100€をこえて 1,000€の場合はその 80%、同 1,000€をこえて 1,200€以下の場合はその 90%が収入認定される。

* 財源：連邦負担。但し住居費・暖房費は自治体が負担。

2-3. 就労支援

* 失業手当Ⅱの受給者には、いくつかの例外（肉体的・精神的に当該就労をなしえない場合、当該就労が 3 歳未満の子の養育または家族の介護に支障となる場合など）を除いてはあらゆる就労も期待可能とされる（10 条）。

* 雇用エージェンシーが担当。失業手当Ⅱの受給者ごとに個別の相談員が指名され、相談員と受給者との話し合いに基づき、再就労のための給付の内容や、就労に向けてなすべきことなどを規定した再就労協定が取り決められる（6か月ごとに更新）。

再就労給付

* 要扶助状態の終了または軽減をめざしてなされる。

- ・職業再訓練の費用、旅費、引越し補助など。

再就労への報奨

- *就労手当：失業手当Ⅱの受給者が社会保険加入義務のある雇用（正規雇用）、または自営業に就く場合に支給される裁量給付。
- ・上限額は、それまで当該受給者に支給されていた失業手当Ⅱの50%（とくに必要な場合は75%）。最長で就職後24か月間受給可能。

就労忌避に対する制裁

- *失業手当Ⅱの受給者が再就労協定を取り決めなかった場合、再就労協定で取り決められた義務を怠った場合、雇用エージェンシーが紹介する就労先への就労を正当な理由なく拒んだ場合に、原則として3か月間、失業手当Ⅱの受給額が30%減額される。再び拒むと60%減額され、それ以上拒むと全額が支給停止に。
- ・25歳未満の若者の場合は、再び拒むと全額が支給停止となる。

雇用機会提供制度

- *「1€ジョブ」：正式名称は「追加支出補償を伴う雇用提供制度」。
 - ・草むしりや清掃といった時給の低い（1~2€）単純作業に従事させる。
 - ・通常の労働を駆逐しないよう、自治体および福祉団体での追加的かつ公共的な職に限られる。就労時間も上限あり（週30時間）。
 - ・給与は共同施設の予算から支出され、従事者は失業手当Ⅱを受給し続けられる。
 - ・低スキルの者や就労困難者に対し、就労のための心構えや規則正しい生活習慣を身に付けさせるための一種のリハビリテーションの意味合いが強い。
- ⇒就労促進効果が弱い、正規雇用を圧迫しているなどの批判も強い。
- 2012年4月施行の労働機会改善法により、1€ジョブは後置的（他の再就労給付が優先する）かつ限定的な（5年間で24か月以上従事してはならない）ものとされた。
- ・2013年の平均従事者数は110,741人。

*賃金バリアント：正式名称は「報酬を伴う雇用提供制度」。

- ・失業手当Ⅱ受給者がフルタイムの職に就労し、通常の賃金を得る。いわゆるトライアル雇用。期間は6か月~1年程度。
 - ・一定の収入（子のない場合は月額1,200€、子のある場合は同1,500€）までは失業手当Ⅱを受給し続けられ、その収入にも段階的な所得控除が実施される。
 - ・職種は必ずしも公的かつ追加的である必要はなく、また、自治体および福祉団体での就労に限られない。
- ⇒正規賃金が共同施設の予算から支払われ、共同施設の負担が大きいことから実施規模が小さい（2013年の平均従事者数は687人）。

2-4. 制度の特徴

- *失業手当と社会扶助の「統合」：社会扶助の生計扶助と同額の失業手当Ⅱの導入。失業扶助の廃止。 ←給付額の引下げ。
- *失業手当Ⅱ受給者に対する就労支援の徹底：ワークフェア的であるとの指摘。

2-5. 制度の現状と効果

制度の現状

(参考 1) 失業手当 II の受給者数および支出額の推移 (別紙)

* 2013 年 12 月時点の失業手当 II 受給者の受給期間: 1 年未満が 22%、1~2 年未満が 13%、2~3 年未満が 9%、3~4 年未満が 7%、4 年以上が 49%。

* 2013 年 6 月~2014 年 5 月の失業手当 II 受給開始者数は 170 万人。同時期の受給終了者数は 190 万人(うち 3 か月以内に失業手当 II 受給を再開する者の割合は 25% = 47.5 万人)。

制度の効果

* 失業率の低下。失業者数の減少。
* 捕捉率の向上 (?)
・ 2001 年の調査では 37%、2005 年の調査では 57%、あるいは 50~52% (社会扶助)
→2012 年の調査では 51~59%、2013 年の調査では 57~66% (社会扶助と求職者基礎保障)

2-6. 制度の課題

基準需要額の妥当性

* 2012 年 2 月の連邦憲法裁判所での基準需要額に対する違憲判決: 基準需要額の算定根拠の問題点の指摘
・ EVS の主な支出項目の金額を恣意的に削減した上で算定している。
・ 子に必要な教育などの支出項目が反映されていない。
→ 現行の基準需要額によって子のみならず成人も最低限度の生活を送れる保障がなく、人間の尊厳の尊重・保護と社会国家原理を謳った基本法 (憲法に相当) の精神に反することから、2010 年中に給付内容を改善せねばならないとされた。
→ 2011 年 3 月施行の基準需要算定法 (RBEG): 算定根拠が条文に明記され、それにより基準需要額も引き上げられた (表 3 参照)。

表 3 : 基準需要額の推移

2005.1	2006.7.	2007.7	2008.7	2009.7
旧西独 345€	345€	347€	351€	359€
旧東独 331€				
2011.1	2012.1	2013.1	2014.1	2015.1
364€	374€	382€	391€	399€

出所: 各種資料より森作成

・ 「教育パケット」の導入: 子どもの貧困への対策。
⇒ EVS のいくつかの支出項目が反映されていない、支出項目の金額の削減が依然としてなされていることへの批判、子に特有の支出を基準需要額に直接反映させるべきとの批判。

就労支援の有効性

*2013年6月～2014年5月の1年間で、失業手当II受給者となった者は170万人（うち31%は過去3か月に失業手当IIの受給経験あり）であり、失業手当IIの受給状態から脱した者は190万人（うち $25\% = 47.5$ 万人は3か月以内に再び失業手当IIを受給）。

*失業手当II受給者のうち、「第一労働市場」（社会保険加入義務を伴う職）に就職した者の割合は2%（2014年5月時点）。

- ・うち、25歳未満は11%、25～55歳未満は81%、55歳以上は8%。

*2013年12月時点の失業中の失業手当II受給者の受給期間：1年未満が23%、1～2年未満が12%、2～3年未満が9%、3～4年未満が7%、4年以上が49%。 ←長期化傾向。

雇用機会の効果

- ・雇用機会への従事を終了してから6か月が経過した者のうち、第一労働市場での就労に移行した者の割合は、2012年10月～2013年9月までの間で $22.7\text{万人} \times 8.4\% = 1.9$ 万人。失業していなかった人は50.4%。

格差の拡大？

*失業率・失業者数は改善したものの、非正規労働者、低賃金労働者の増加により、貧困問題、および、所得格差の拡大への不満が顕在化（表4参照）。

表4：ドイツのジニ係数の推移（可処分所得、再分配後）

2000	2001	2002	2003	2004	2005
0.264	0.270	0.280	0.282	0.285	0.297
2006	2007	2008	2009	2010	2011
0.290	0.295	0.287	0.288	0.286	0.293

出所：OECD（2014）StatExtracts. Income Distribution and Poverty (<http://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=IDD>)

*貧困率：相対的貧困率は大都市のほうが高く、近年は上昇傾向。全国平均との差が拡大。

- ・2011年の貧困率は全国平均15.1%に対し、大都市19.6%。2005年時点と比較すると、大都市では2.1ポイント上昇し、全国平均での0.4ポイント増を上回る。
- ・2012年の相対的貧困率は15.2%であり、2005年の測定開始以来過去最高を更新。なお旧西独14.0%、旧東独19.7%。男性14.5%、女性15.9%。子どもの貧困率18.9%（前年と変わらず。2005年以来最高）。

→求職者生活保障は困窮者の生活改善には役立っていないとの指摘もある。

3. 低賃金労働者への所得保障と就労支援：「上乗せ受給者」の問題

*上乗せ受給者（Aufstocker）：就労していても低所得であるため失業手当IIを受給している者。いわゆるワーキング・プア。

3-1. 誰が上乗せ受給者になるのか？

表 5：上乗せ受給者数の推移

失業手当 II 受給者 ①)	就労してい る失業手当 II 受給者 (=上乗せ 受給者)	①に占める 割合 %)	うち：			社会保険加入義務を有する雇用	もっぱら 僅少労働に従事/登録なし			自営業で就 労している 失業手当 II 受給者		
			雇用されて いる失業手 当 II 受給者	うち：	フルタイム		パートタイム	合計	もっぱら 僅少労働			
2007	5,276,609	1,219,981	23.1	1,151,835	397,242	56,959	179,992	574,602	410,844	163,758	72,057	
2008	5,011,438	1,323,936	26.4	1,233,627	393,226	60,206	201,049	639,263	457,561	181,692	96,456	
2009	4,909,085	1,325,419	27.0	1,220,149	342,393	55,089	209,718	668,038	480,711	187,327	112,856	
2010	4,894,219	1,381,309	28.2	1,265,384	314,670	42,131	205,207	632,806	464,152	176,988	125,052	
2011	4,615,057	1,354,548	29.4	1,237,767	564,549	—	—	673,218	494,060	179,158	126,710	
2012	4,442,894	1,324,387	29.8	1,208,634	575,760	—	—	632,874	474,600	158,275	126,165	
2013	4,423,731	1,309,761	29.6	1,193,574	217,151	35,054	360,685	615,544	467,977	147,568	126,985	

出所：BA (2014) Analyse der Grundsicherung für Arbeitsuchende, 各月版

(参考 2) 上乗せ受給者の属性 (別紙)

←非正規雇用のみならずフルタイムの者も存在する。

* フルタイムの者が上乗せ受給状態になる理由：扶養家族の多さ、賃金の低さ

* 僅少労働 (ミニジョブ)：月収 450€未満または短期 (2か月以内または 50 日以内) の職。

従事者の年金・医療保険料と所得税 (合計で賃金の 30.99%) は使用者のみが支払う。

・副業として従事する者、家計補助的に従事する者、もっぱら従事する者とが存在。後者は上乗せ受給者であることが多い。

・主たる職をもつ者が一つのミニジョブに従事することは許容されるが、複数のミニジョブに従事する場合はそれらの所得が合算され、合算額が月収 400€を上回る場合にはミニジョブとは認められない。

※ミディジョブ：月収 450€以上 850€未満の職。年金・医療保険料と所得税を段階的に負担。

表 6：僅少労働者の人数と推移

	僅少労働者			うち：もっぱら僅少労働に従事する者		
	ドイツ	旧西独	旧東独	ドイツ	旧西独	旧東独
2004	5,825,852	5,007,169	818,683	4,403,798	3,725,703	678,095
2005	5,846,554	5,087,910	758,644	4,334,325	3,710,457	623,868
2006	6,088,396	5,288,877	799,644	4,434,573	3,782,985	651,588
2007	6,221,995	5,416,398	805,597	4,453,095	3,805,474	647,621
2008	6,344,148	5,538,431	805,717	4,441,189	3,805,238	635,951
2009	6,442,597	5,622,537	820,060	4,479,856	3,841,010	638,846
2010	6,530,535	5,705,525	825,010	4,482,411	3,848,692	633,719
2011	6,606,045	5,792,213	813,832	4,450,917	3,835,371	615,546
2012	6,630,005	5,828,757	801,248	4,376,667	3,781,748	594,919
2013	6,707,799	5,896,014	811,785	4,356,395	3,764,382	592,013

注：各年の 6 月 30 日時点の数。

出所：BA (2014) Arbeitsmarkt in Zahlen. Beschäftigungsquoten Juni 2013

3-2. 上乗せ受給者への政策的対応

表 7：雇用形態別・上乗せ受給者への政策対応の可能性

フルタイム	・扶養家族の多さが原因→社会手当の充実 ・賃金の低さが原因→最低賃金の設定
僅少労働などの 非典型雇用	・育児などによる労働時間の短さが原因→保育施設の充実など ・就労意欲の減退が原因→就労控除の拡充 ・フルタイムの職に就けないことが原因→効果的な職業訓練・ 職業紹介

出所：森（2012）78 ページ

*社会手当（住宅手当、児童手当など）の引上げ

- ・住宅手当の引上げ（2009年）
- ・児童手当：18歳未満の子に支給。但し失業中の児童には21歳まで、就学中で一定以下の所得の子には27歳まで支給。2009年より引上げ傾向。2012年より所得制限なし。支給額は第2子まで月額184€、第3子190€、第4子以降215€。
- ・児童追加手当（2005年開始）：これを受給することで失業手当Ⅱや社会手当を受給せずに済む場合に支給。25歳の未婚の子を持つ親が対象。所得制限あり（1人親家庭は月収600€、夫婦は月収900€）。支給額は子1人当たり最高月額140€。

*最低賃金の設定：2015年1月より段階的に導入（時給8.5€）。2017年1月に完全実施。

⇒大多数は上乗せ受給状態から脱却できないとの分析あり（Bruckmeier/Wiemers2014）

*保育施設の充実

- ・保育施設の増設：2013年までに3歳以下の児童の保育率を35%に引き上げる。2013年8月までに1歳以上3歳未満の子に全入権を付与する。
- ・託児費：失業手当Ⅱ受給者が再教育を受ける際に14歳以下の子の託児が必要な場合に、子1人当たり月額130€支給される。

*就労控除の拡充（就労の際に手元に残る所得を多くして就労意欲を高める）：2011年1

月の追加収入規定（就労控除）の改定 ←小幅であり、効果が薄いとの指摘あり

*効果的な職業訓練・職業紹介：上乗せ受給者も「求職者」として再就労協定を締結する。

また、無料の職業訓練紹介サービス（KURSNET）も利用可能。

⇒利用者数が伸びていない。また、上乗せ受給者に対する職業訓練・紹介の効果に関する公的な統計がそもそも取られておらず、現状分析が困難。

3-3. 上乗せ受給者に対する見解

*SPDおよび労使：上乗せ受給状態の解消を目指す。上乗せ受給状態を過渡期として認識。

*CDU/CSU：上乗せ受給状態を実質的に容認？正規雇用やミニジョブにおける上乗せ受給状態の事実上の容認。コンビ賃金（賃金の不足分を公的給付で補てん）の発想？

4. まとめと日本への示唆

4-1. まとめ

* ハルツIV法の導入が失業者と低賃金労働者に与えた影響：プラスとマイナスの両面。

プラス面

- ・失業手当IIによる迅速な所得保障・就労支援の展開。
- ・失業手当IIの引上げ傾向（特に子への配慮がみられる）
- ・就労支援の徹底による失業状態からの脱出
- ・就労困難者も捕捉され、就労支援や雇用機会への参加によって失業手当IIの受給が保障される。 ←BIの一種である「参加所得」の役割を担っていると思われる
- ・低賃金労働者は「上乗せ受給者」として賃金の不足分を失業手当IIから補てんされうる。

マイナス面

- ・非典型雇用・不安定雇用の増大
- ・上乗せ受給状態の発生：勤労意欲を削ぐ危険性、賃金水準を低く抑えてしまう危険性

←上乗せ受給状態は良くないことか、あるいは、一つのあり方か？

4-2. 日本への示唆

* 稼働能力の有無で最低生活保障の制度を分けることは非

←制度を区分することで、失業保険と生活保護の「制度の狭間」に陥る人々への迅速な対応が可能になるのではないか。

* 失業のみならずワーキング・プアも問題

←「第二のセーフティネット」ではワーキング・プアへの適切な対応は困難。

参考資料

Bruckmeier/ Wiemers (2014): Die meisten Aufstocker bleiben trotz Mindestlohn bedürftig, IAB-Kurzbericht 7/2014

JILPT 海外労働情報 ドイツ

森周子 (2012) 「ドイツにおける「ワーキングプア」をめぐる議論—「上乗せ受給者」への認識と政策対応」 佐賀大学『経済論集』44(4)

森周子 (2012) 「ドイツの求職者生活保障制度と社会的包摶—ハルツIV法施行後の上乗せ受給者への政策的対応を中心に—」 社会政策学会『社会政策』4(2)

森周子 (2013) 「ドイツにおける最低生活保障制度：社会扶助と求職者生活保障を中心に」 埋橋孝文編著『福祉+α④生活保護』ミネルヴァ書房

参考1:失業手当Ⅱ、生計扶助、高齢期および稼得能力減退時の基礎保障の受給者数および支出額の推移

年	失業手当Ⅱ(2004年までは失業扶助)				生計扶助				高齢期および稼得能力減退時の基礎保障				三制度全体	
	受給者数 (年平均) (単位: 1000人)	支出額(年 間)(単位: 100万€)	対GDP比 (単位:%)	対社会 予算比 (単位:%)	受給者数 (年末時) (単位: 1000人)	支出額(年 間)(単位: 100万€)	対GDP比 (単位:%)	対社会 予算比 (単位:%)	受給者数 (年末時) (単位: 1000人)	支出額(年 間)(単位: 100万€)	対GDP比 (単位:%)	対社会 予算比 (単位:%)		
2003	2,005	16,533	0.8	2.3	2,828	9,817	0.5	1.3	439	1,446	0.1	0.2	1.4	3.8
2004	2,202	18,758	0.9	2.6	2,926	9,981	0.5	1.4	526	2,216	0.1	0.3	1.5	4.3
2005	4,982	37,496	1.7	5.1	271	1,163	0.1	0.2	630	2,864	0.1	0.4	1.3	5.7
2006	5,392	40,352	1.7	5.5	304	1,065	0.0	0.1	682	3,158	0.1	0.4	1.2	6.0
2007	5,277	36,579	1.5	4.9	312	1,088	0.0	0.1	733	3,558	0.1	0.5	1.0	5.5
2008	5,010	35,294	1.4	4.9	325	1,138	0.0	0.2	768	3,788	0.2	0.5	1.1	5.6
2009	4,908	36,295	1.5	4.7	314	1,160	0.0	0.1	764	4,038	0.2	0.5	1.1	5.3
2010	4,894	36,329	1.5	4.7	319	1,196	0.0	0.2	797	4,261	0.2	0.6	1.7	5.5
2011	4,615	33,202	1.3	4.3	332	1,234	0.0	0.2	844	4,583	0.2	0.6	1.5	6.0
2012	4,443	32,799	1.2	4.2	343	1,265	0.0	0.2	900	4,935	0.2	0.6	1.4	5.0
2013	4,424	33,676	1.2	4.1	—	1,372	0.1	0.2	—	5,447	0.2	0.7	1.5	5.0

* 失業手当Ⅱの受給者数は社会手当受給者を含んでいない。

* 失業手当Ⅱの支出額には失業手当Ⅱのほかに、社会手当、住居費・暖房費、社会保険料、その他給付が含まれる。

出典:Statistisches Bundesamt „Statistisches Jahrbuch“ 各年版 ; BMAS „Statistisches Taschenbuch“ 各年版. BA „Zeitreihe zu Strukturwerten SGB II nach Ländern“ 2014より森作成。

参考2:上乗せ受給者の属性(2014年2月)

	失業手当Ⅱ受給者	就業している 失業手当Ⅱ受給者	うち:																				自営業者	
			うち:			うち:			うち:			うち:			うち:			うち:						
			雇用されている 失業手当Ⅱ受給者			社会保険加入義務を有する雇 用に従事する者			フルタイム就労者			パートタイム就労者			もっぱら僅少労働に従事する者									
	ドイツ	旧西独	旧東独	ドイツ	旧西独	旧東独	ドイツ	旧西独	旧東独	ドイツ	旧西独	旧東独	ドイツ	旧西独	旧東独	ドイツ	旧西独	旧東独	ドイツ	旧西独	旧東独	ドイツ	旧西独	
合計(人)	4,434,176	3,038,389	1,395,787	1,284,749	845,068	439,681	1,168,631	779,831	388,800	566,462	362,329	204,133	202,702	125,544	77,158	363,630	236,678	126,953	463,379	322,440	140,938	126,959	72,259	54,700
世帯類型(%)																								
単身世帯	40.7	38.9	44.6	35.1	32.6	39.9	33.9	31.6	38.7	26.6	23.9	31.5	19.7	17.5	23.2	30.5	27.3	36.5	40.4	37.9	46.2	46.5	44.3	49.5
ひとり親世帯	17.9	18.8	15.9	18.3	20.0	14.9	19.0	20.7	15.5	20.8	22.7	17.4	13.9	14.7	12.5	24.6	26.9	20.4	17.5	19.4	13.3	11.6	12.2	10.9
子1人	10.3	10.7	9.6	11.6	12.4	10.1	12.0	12.8	10.5	13.8	14.6	12.2	9.3	9.7	8.8	16.2	17.3	14.2	10.6	11.5	8.6	7.6	7.7	7.5
子2人	5.2	5.6	4.5	5.4	5.9	3.9	5.4	6.1	4.0	5.7	6.5	4.4	3.6	3.9	3.0	6.9	7.9	5.2	5.2	5.9	3.6	3.2	3.5	2.8
夫婦のみ世帯	14.4	13.5	16.3	16.6	15.4	18.9	16.8	15.5	19.5	16.8	15.6	18.8	18.5	16.8	21.2	15.8	15.0	17.4	17.7	16.1	21.4	13.9	13.3	14.7
夫婦子あり世帯	23.8	25.4	20.4	26.5	28.0	23.4	26.5	28.0	23.4	31.5	33.0	28.9	42.1	44.3	38.5	25.6	27.0	23.1	21.1	23.1	16.6	26.1	28.1	23.4
子1人	9.3	9.6	8.8	10.9	11.0	10.6	11.0	11.1	10.7	13.3	13.3	13.3	18.1	18.2	17.8	10.7	10.8	10.5	8.6	9.0	7.6	9.7	9.6	9.8
子2人	8.1	8.7	6.9	9.7	10.3	8.4	9.7	10.3	8.4	11.7	12.3	10.5	15.3	16.2	14.0	9.6	10.2	8.4	7.6	8.4	5.8	9.7	10.5	8.6
性別(%)																								
男性	48.6	47.8	50.3	45.3	44.1	47.4	43.7	42.7	45.8	43.4	42.6	45.0	63.4	64.4	61.7	32.3	31.0	34.8	41.6	40.5	44.2	59.4	59.5	59.3
女性	51.4	52.2	49.7	54.7	55.9	52.6	56.3	57.3	54.2	56.6	57.4	55.0	36.6	35.6	38.3	67.7	69.0	65.2	58.4	59.5	55.8	40.6	40.5	40.7
年齢(%)																								
25歳未満	16.8	18.1	13.9	8.8	9.7	6.9	9.4	10.4	7.5	9.7	10.4	8.3	19.8	22.6	15.4	4.0	4.0	3.9	7.6	8.5	5.5	1.8	1.8	1.7
25歳以上50歳未満	55.3	55.4	55.1	62.2	62.4	61.7	61.9	62.4	61.0	67.0	67.2	66.6	63.4	62.7	64.5	69.0	69.6	67.9	56.6	58.0	53.4	65.1	62.3	68.0
50歳以上	27.9	26.4	31.0	29.1	27.9	31.4	28.6	27.2	31.5	23.4	22.4	25.1	16.8	14.8	20.2	27.0	26.4	28.2	35.8	33.5	41.1	33.1	35.2	30.3
国籍(%)																								
ドイツ人	77.0	72.3	87.2	75.9	70.7	86.0	75.8	70.3	86.9	76.1	70.0	86.8	76.3	68.5	89.0	76.0	70.9	85.5	75.9	70.9	87.4	77.1	75.6	79.2
外国人	23.0	27.2	12.5	23.7	28.9	13.7	23.8	29.3	12.8	23.6	29.6	12.9	23.3	31.1	10.7	23.7	28.8	14.2	23.7	28.7	12.3	22.6	24.1	20.5

注:フルタイム就労者には職業訓練生を含む。

出所:BA (2014) Arbeitsmarkt in Zahlen Erwerbstätige Arbeitslosengeld II –Bezieher. Mai 2014 Tabell 5 より森作成。